入　札　説　明　書

解析付心電計　一式

岩手県立胆沢病院総務課

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立胆沢病院が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）　購入等件名及び数量

解析付心電計　一式　※別表のとおり

（２）　業務の仕様その他明細

別紙による。

（３）　納入期限

令和９年３月 31 日まで

（４）　履行場所

岩手県立胆沢病院　奥州市水沢字龍ヶ馬場 61 番地

２　入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　入札日現在で、岩手県で作成した令和８・９・10 年度競争入札参加資格者名簿（物品の製造の請負・物品の売買）において登録を受けていること。

（３）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）　事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

（５）　入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

（６）　岩手県に本社又は営業所を有し、緊急の場合に即時対応出来るものであること。

３　入札参加者に求められる事項

（１）　入札参加者は、令和８年 11 月５日（木）までの平日の９時から 17 時までの間に、15(２)の場所に次の書類を提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について病院長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

ア　競争参加資格を証明する書類

（ア）　入札参加資格確認申請書（別紙「様式第１号」）

（イ）　誓約書（別紙「様式第２号」）
（ウ）　業務履行等調書（別紙「様式第３号」）
　　実績が確認できる書類（契約書の写し等）
（２）　提出された書類は返却しない。
（３）　入札参加者は、本説明書（業務仕様書を含む。以下「説明書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

４　質問書の受付及び回答方法について

本件入札に対して質問がある場合は、書面（様式は任意。ＦＡＸによる提出可）により令和８年10月29日（木）17時までに15(２)の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、入札参加者に対し令和８年11月５日（木）17時までにＦＡＸにより回答する。

５　入札の方法等

（１）　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
（２）　入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。
（３）　入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
（４）　代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

６　入札書記載事項

（１）　入札年月日
（２）　頭書に「入札書」である旨記載
（３）　入札金額
（４）　入札件名
（５）　あて名（「岩手県立胆沢病院長」とする）
（６）　入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

７　入札及び開札の日時及び場所等

令和８年11月18日（水）10時45分　岩手県立胆沢病院　２階大会議室
（１）　入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
（２）　入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
（３）　入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から

退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

８　入札保証金に関する事項

入札金額に 100 分の 110 を乗じて得た額の 100 分の３以上の額を納入すること。

ただし、医療局財務規程第 184 条の規程に基づく要件を満たすことを確認した場合に免除することがある

９　入札への参加

３(１)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和８年 11 月 12 日（木）までにＦＡＸにより通知する。

10　入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

（１）　一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
（２）　委任状の提出がなされていない代理人のした入札
（３）　同一入札参加者又は代理人からの２つ以上の入札
（４）　入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
（５）　誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
（６）　金額を訂正した入札
（７）　記名押印のない入札
（８）　明らかに連合によると認められる入札
（９）　他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

11　落札者の決定方法等に関する事項

（１）　本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、岩手県医療局財務規程第 190 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
（２）　落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
（３）　(２)の同価格の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
（４）　落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12　再度入札に関する事項

（１）　最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
（２）　開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、７(３)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13　契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する物品に係る売買契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

（１） 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（２） 岩手県から物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

（３） 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

14 契約に関する事項

（１） 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２） 契約保証金は、契約金額の 100 分の５以上の額とする。

ただし、岩手県医療局財務規程第 203 条に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

（３） 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。

（４） 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立胆沢病院に帰属する。

（５）「別添１（契約の保証について）」（１）の確認のため、落札後速やかに、別紙１「契約の保証に関する届出書」を病院長に提出するものとする。

15 その他

（１） 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することが出来ないものとする。

（２） 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒023-0864　岩手県奥州市水沢字龍ケ馬場 61
岩手県立胆沢病院総務課管財係
電話：0197-24-4121　FAX：0197-24-8194